

知って学んで実用できるマイナンバーカードの使い方

マイナンバー カード ガイドブック



この情報は令和6年11月時点のものです。
最新の情報をご覧になりたい方は
こちらを参照ください。

作成者	文京区役所戸籍住民課住民記録係
発行年月	令和6年11月
印刷物番号	C0324022



目次

1. マイナンバー（個人番号）制度とは.....	1
1-1 マイナンバーとは.....	1
1-2 マイナンバーでできること.....	1
1-3 マイナンバー法等の一部改正法の成立（令和5年6月9日公布）.....	1
2. こんな手続きでマイナンバーが必要です.....	2
2-1 手続きで必要となる書類.....	2
3. マイナンバーを安全に取り扱います.....	3
3-1 みなさんの個人情報を守ります！.....	3
3-2 一元管理ではなく分散管理で.....	3
3-3 詐欺に注意！.....	3
4. マイナンバーカードとは.....	4
4-1 マイナンバーカード有効期限一覧表.....	4
5. 電子証明書について.....	5
5-1 電子証明書の有効期限について.....	5
5-2 カードと電子証明書の有効期限の違いについて.....	5
6. 暗証番号について.....	6
6-1 暗証番号の種類について.....	6
6-2 スマホ用電子証明書搭載サービス.....	6
6-3 暗証番号の変更・再設定について.....	6
6-4 JPKI 利用者ソフトで暗証番号を変更する方法.....	6
6-5 コンビニで暗証番号を再設定（ロックの解除）する方法.....	7
7. 住所や名前が変わったとき.....	8
7-1 文京区外へのお引越し.....	8
7-2 文京区内でのお引越し・氏名の変更.....	8
7-3 旧姓（旧氏）併記について.....	8
8. 顔認証マイナンバーカードについて.....	9
8-1 顔認証マイナンバーカードでできること、できないこと.....	9
8-2 顔認証マイナンバーカードの申請方法について.....	9

9. マイナンバーカードの健康保険証利用について	10
9-1. マイナ保険証 7つのメリット	10
10. 国外転出者のマイナンバーカード利用について	11
10-1 すでにマイナンバーカードを持っている方の場合	11
10-2 国外転出者用のマイナンバーカードを申請した場合	11
11. マイナンバーカードで出来ること	12
11-1 マイナポータルとは？	12
11-2 電子申請・マイナポータルの利用	12
11-3 引越しワンストップサービス	13
11-4 パスポートの更新ができます	13
12. お得で便利！コンビニ交付	14
12-1 証明書の種類	14
12-2 手数料	14
12-3 利用について	15
12-4 操作方法	15
12-5 注意事項	18
13. マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ	19
13-1 マイナンバーカードの有効期限	19
13-2 在留期限や氏名、住所が変わったら？	19
13-3 外国人で在留期限の定めがある場合はどうなるの？	19
13-4 ご不明な点はこちらへ	19
14. よくある質問	20
14-1 マイナンバーについて	20
14-2 マイナンバーの安全性について	20
14-3 マイナンバーカードについて	21
15. 困ったなと思ったら・問い合わせ先	22
15-1 文京区マイナンバーカードコールセンター	22
15-2 文京区役所（平日 午前8時30分から午後5時まで）	22
15-3 マイナンバー総合フリーダイヤル（国）	22
15-4 国外転出者向け専用ダイヤル	22
16. マイナンバーカードの取扱注意事項	23
17. ご自身の保管用としてお使いください	24



1. マイナンバー（個人番号）制度とは

マイナンバー（個人番号）制度は、社会保障や税、災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することにより、区民サービスの向上につなげるものです。

なお、「個人番号」は法律上の名称で、「マイナンバー」は愛称です。

1-1 マイナンバーとは

マイナンバーは、日本国内に住民票を持っている全住民に通知される 12 桁の番号のことをいいます。原則として生涯同じ番号を使うため、不正に使われる恐れがあると認められる場合を除いて変更することはできません。

1-2 マイナンバーでできること

手続がより便利に

社会保障・税・災害等に関する手続き等で使用します。区民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

業務がよりスピーディーに

行政機関で個人情報の照合等に使っていた時間が大幅に減り、業務が正確でより速くなります。

1-3 マイナンバー法等の一部改正法の成立（令和 5 年 6 月 9 日公布）

デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードの利便性向上の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）等が一部改正されました。

改正のポイント

- ・ マイナンバー利用範囲の拡大
- ・ マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し
- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化
- ・ マイナンバーカードの普及・利用促進
- ・ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加
- ・ 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

【詳しくはこちらへ】



デジタル庁 HP

2. こんな手続きでマイナンバーが必要です

2-1 手続きで必要となる書類

マイナンバーが必要な手続きでは、なりすましによる不正を防止するため、法律で決められた本人確認を実施します。

下記の **A. マイナンバーの確認書類** + **B. 本人の確認書類** が必要となります。

A. マイナンバーの確認書類

あなたのマイナンバーを確認するための書類です。次のいずれか1点が必要です。

1. マイナンバーカード

2. 通知カード (令和2年5月廃止)

※氏名や住所に変更があるとマイナンバーの確認書類として使用できない場合があります。

3. 個人番号通知書 (令和2年5月25日以降)

※あなたのマイナンバーを通知するものです。「マイナンバーを証明する書類」や「本人確認書類」としてはお使いいただけません。

4. マイナンバーの記載がある住民票 (または住民票記載事項証明書)



B. 本人の確認書類

1. 1点確認 (顔写真のある公的機関発行のもの)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 身体障害者手帳 など

2. 2点確認

公的医療保険の被保険者証、年金証書、基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証、学生証、社員証、官公庁の発行する資格証明書 (顔写真付き) など

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認
と本人の確認が1枚でできる、
唯一のカードなんだね！



※通知カード、個人番号通知書、マイナンバーの記載がある住民票は本人確認書類として使えません。

3. マイナンバーを安全に取り扱います

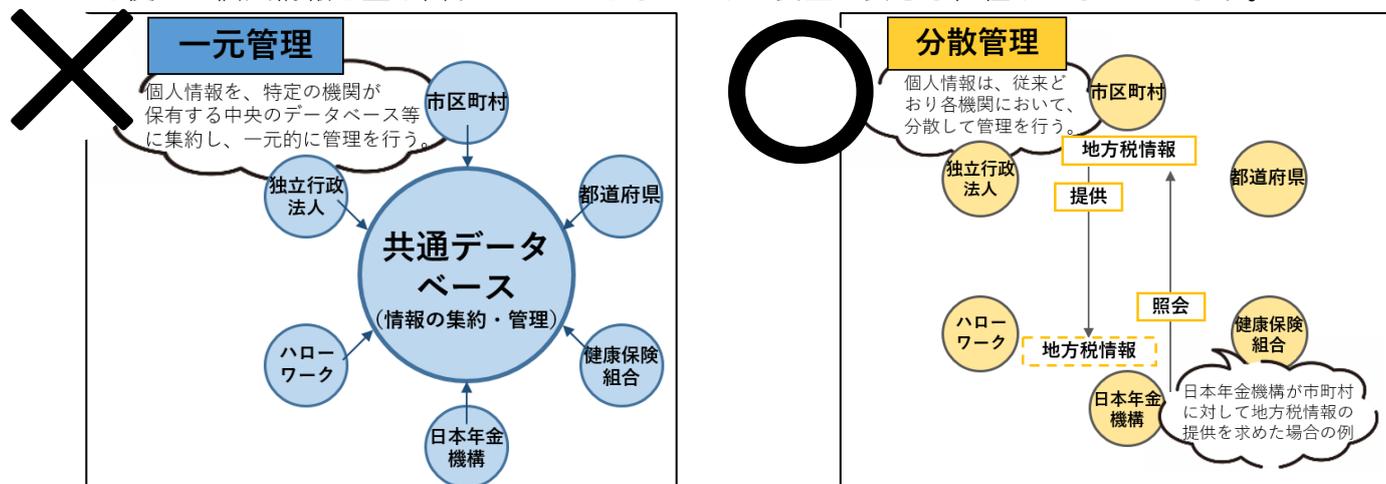
3-1 みなさんの個人情報を守ります！

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏えい防止などのために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。今後も区は皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、個人情報保護対策を徹底していきます。

シュレッダーなどプライバシーに配慮して廃棄できる機器の準備	ウイルス対策ソフトやアクセスパスワードの設定	カギ付きの保管用棚を用意	取扱担当者を決め他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり
			

3-2 一元管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理します。また平成 29 年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は区民の皆さまのマイナンバーは使いません。さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。



3-3 詐欺に注意！

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。

区職員が電話や訪問により、マイナンバーを聞き出したり、金銭を要求したりすることは絶対にありません。怪しいと思ったら、文京区消費生活センターにご連絡ください。

【連絡先】

文京区消費生活センター（文京シビックセンター地下2階）

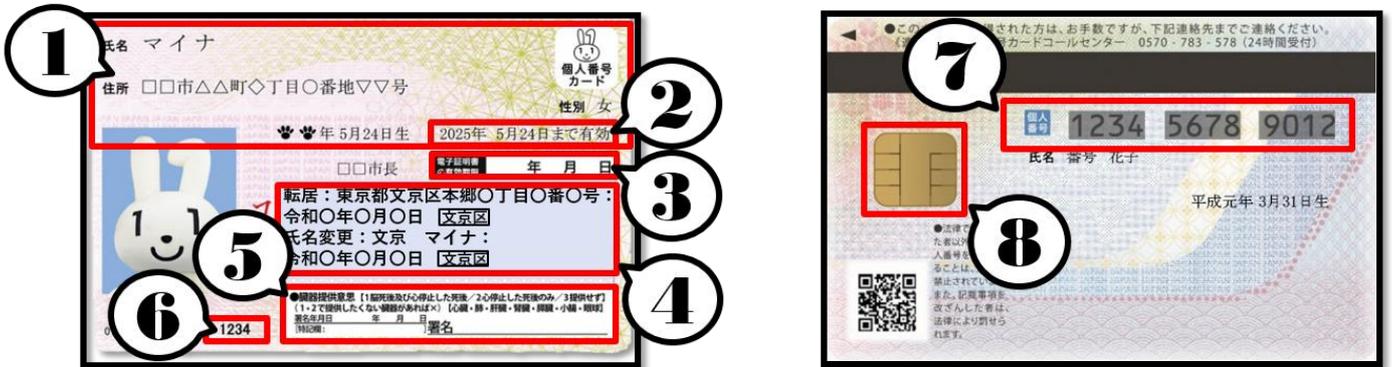
受付時間：月曜日から金曜日（※祝日・年末年始を除く）

午前9時30分から午後4時まで

相談専用 TEL：03-5803-1106

4. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは申込みをした人だけが持つことができる写真入りのカードで、このカード 1 枚でマイナンバーの確認と本人の確認ができます。また、オンラインでの行政手続きに使えたり、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得したりすることができる便利なカードです。



- ① 4 情報（氏名、住所、生年月日、性別） が記載されています。
- ② マイナンバーカードの有効期限（カード発行日から **10 回目**の誕生日）
 - ※ **未成年**はカード発行日から **5 回目**の誕生日
 - ※ 在留期限に定めのある外国人は原則として在留期限と同じ日（P.19 参照）
- ③ 電子証明書の有効期限（カード発行日から **5 回目**の誕生日）
- ④ 住所等変更の際の記載欄（区職員が使用します。ご自身で記載しないで下さい。）
- ⑤ 臓器提供意思確認欄（内容確認のうえ、必要があれば署名してください。）
- ⑥ セキュリティコード（スマホでマイナンバーカードを読み取って手続きを行う際に使用します。）
- ⑦ マイナンバー（12 桁の数字）
- ⑧ IC チップ（電子証明書の情報等が搭載されています。）

②③については、更新のお知らせが届きます。有効期限 3 か月前の翌日から更新が可能となりますので、お住まいの市区町村窓口で手続きをお願いします。（在留期限に定めのある外国人の方へは通知されません。）

4-1 マイナンバーカード有効期限一覧表

カード発行時の年齢	カード有効期限	利用者証明用電子証明書 (P.5 参照)	署名用電子証明書 (P.5 参照)
18 歳以上 (成人)	10 回目の誕生日	5 回目の誕生日	
15 歳以上～18 歳未満	5 回目の誕生日	5 回目の誕生日	
15 歳未満	5 回目の誕生日	5 回目の誕生日	

※それぞれ有効期限が切れる 3 か月前頃に、国からお知らせがあります。

※在留期限に定めのある外国人はこの限りではありません。P.19 を参照してください。

5. 電子証明書について

マイナンバーカードには電子証明書が搭載されています。

電子証明書とは、インターネット上でデータのやり取りを行っている相手が本人であること、そのデータが第三者によって改ざんされていないこと、処理が正しく行われたことを確認するためのものです。

5-1 電子証明書の有効期限について

有効期限は電子証明書の発行日から**5回目**の誕生日までです。有効期限の3か月前の翌日から更新手続きができます。(期限が切れる3か月前頃に国からお知らせが届きます。)

また、有効期限3か月前の翌日が存在しない場合はその次の日からとなります。

(例：4月1日まで→1月2日から／5月30日まで→3月1日から)

手続きの際には本人がカードを持参して、文京シビックセンター2階戸籍住民課にお越しください。

オンライン上での本人確認ができる電子証明書ですが、高い暗号技術によって、なりすましを防いでいます。一方で、この暗号技術を解読するための技術も日々進歩しています。そのため、解読されてしまうことのないように、電子証明書の有効期限は、カード自体よりも短い、発行の日から5回目の誕生日までとしています。



オンライン申請をした際、「電子証明書が失効しています」と表示されるが、どうしたらよいですか？

以下の条件で失効します。(1)～(3)は窓口にて更新して下さい。

(1)住民票の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の記載が修正(変更)された場合。 ※自動失効するため、改めて発行申請する必要があります。

※利用者証明用電子証明書は失効しません。

(2)失効申請をした場合 (3)有効期間が満了した場合 (4)本人が死亡した場合



5-2 カードと電子証明書の有効期限の違いについて

顔写真付き身分証明書として機能するためには、顔写真とご本人とを見比べて同一人物だと判別できなければなりません。人の容姿は時間経過により変化しますので、ある程度の期間で顔写真を更新する必要があります。期間については、パスポート等の他の顔写真付き身分証明書についても、更新に要する住民の負担軽減のために、有効期限は最長10年とされています。

それを踏まえ、カードについても原則、発行の日から10回目の誕生日までとしています。ただし、未成年の方については、容姿の変化が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日としています。

6. 暗証番号について

6-1 暗証番号の種類について

① 署名用電子証明書（暗証番号：英数字混在 6 桁～16 桁 ※英字は大文字のみ）

e-Tax 等の税の電子申請等インターネットで電子文書を作成送信する時に利用します。

※15 歳未満の方には原則ついていない機能です。

② 利用者証明用電子証明書（暗証番号：数字 4 桁 ②③④共通設定可能）

マイナポータルへのログイン、各種サービスの利用登録（保険証利用も含む）、コンビニでの証明書発行の際などに利用します。

③ 住民基本台帳用の暗証番号（暗証番号：数字 4 桁 ②③④共通設定可能）

区役所の窓口で住所、氏名などの変更手続き時に使用します。

④ 券面事項入力補助用の暗証番号（暗証番号：数字 4 桁 ②③④共通設定可能）

公金受取口座登録や e-Tax 等本人情報の出力に使います。

6-2 スマホ用電子証明書搭載サービス

マイナンバーカード内の IC チップの情報をスマートフォンに搭載することができます。

Android はスマホ用電子証明書搭載サービスの利用が可能ですが、iPhone の対応時期は

未定です。従来の数字 4 桁の暗証番号に代わり、スマートフォンの生体認証を使うことも

可能です。申込方法等各手続については、デジタル庁のホームページをご参照ください。

※スマートフォン利用を止める際にはご自身で失効手続きや一時停止手続きが必要です。



6-3 暗証番号の変更・再設定について

不正利用を防止するため、署名用電子証明書の暗証番号は **5 回**、それ以外の数字 4 桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書等）の場合は **3 回**、連続して間違えるとロックがかかります。

暗証番号の再設定（ロックの解除）は、シビックセンター2 階戸籍住民課に直接お越しくください。

その際マイナンバーカードと併せて、本人確認書類（保険証や免許証など）がもう一点必要です。

※署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の暗証番号は、対象のコンビニエンスストア等で暗証番号の再設定を行うこともできます。（P.7 参照）

6-4 JPKI 利用者ソフトで暗証番号を変更する方法

現在登録している暗証番号がわかっていて暗証番号の変更を行いたい場合は、「JPKI 利用者ソフト」を使うことで暗証番号を変更することができます。

JPKI 利用者ソフトのダウンロード及び利用方法については、下記 QR コードをご参照ください。



6-5 コンビニで暗証番号を再設定（ロックの解除）する方法

署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の暗証番号が不明な方はコンビニで暗証番号の再設定をすることができます。

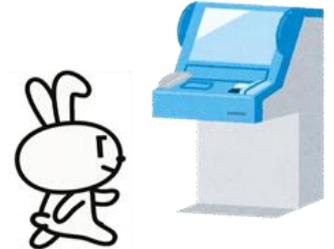
<準備するもの>

- マイナンバーカード
※署名用電子証明書の暗証番号を再設定するには、署名用電子証明書搭載済みで4桁の数字の暗証番号が分かること
※利用者証明用電子証明書の暗証番号を再設定するには、利用者証明用電子証明書搭載済みで英数字混在6桁～16桁（英字は大文字のみ）暗証番号が分かること
- NFC（近距離無線通信技術）搭載のスマートフォン
- スマートフォン専用のアプリ

<手続き手順>

STEP1 スマートフォンでの操作（事前予約）

- ① スマートフォンに専用アプリをダウンロードします。
- ② 専用アプリを起動し、マイナンバーカードの券面情報を撮影します。
- ③ マイナンバーカードをスマートフォンにかざして、ICチップを読み取ります。
この時、利用者証明用暗証番号（数字4桁）を使用します。
- ④ ICチップ内に格納されている写真とスマホで撮影した顔の映像を照合し、本人確認を行います。



STEP2 コンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）での操作（初期化・再設定）

- ⑤ ④の操作を完了後、24時間以内にコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機にマイナンバーカードをかざし、利用者証明用暗証番号（数字4桁）を入力します。
 - ⑥ 新しい署名用電子証明書の暗証番号（英数字混在6桁～16桁 ※英字は大文字のみ）を再設定します。
- ※ STEP1の事前登録完了から24時間経過してしまった場合は、①からやり直してください。

<利用できる時間>

スマートフォンでの操作…24時間いつでも可能です。

キオスク端末……………毎日午前6時30分から午後11時までご利用いただけます。

<スマートフォンアプリのダウンロード>



iPhoneの
方はこちら



Androidの
方はこちら



マイナンバー
カード対応
スマートフォン

お問合せ先

- ◆ 0120-95-0178 / マイナンバー総合フリーダイヤル
- ◆ 平日 午前9時30分から午後8時まで / 土日祝 午前9時30分から午後5時30分まで

7. 住所や名前が変わったとき



新しい住所や名前は
水色の部分に
印字をしていくよ！

7-1 文京区外へのお引越し

マイナンバーカードはお引越し先の自治体でも引き続き利用できます。住所変更と電子証明書発行手続きが必要になりますので、転入手続きの時にマイナンバーカードを提示してください。

お引越し先の自治体で引き続き利用するためのお手続きをしないと失効してしまう場合があります。

※便利な引越しワンストップサービスもご活用ください。(P.13 参照)

7-2 文京区内でのお引越し・氏名の変更

マイナンバーカード表面の記載事項の変更と電子証明書発行手続きが必要です。

変更手続きの際に、本人または同一世帯の方がカードを持参して、文京シビックセンター2階戸籍住民課に届出をしてください。

※原則、本人が来庁しない場合は電子証明書の手続きは即日完了しません。

マイナンバーカードの住所変更、記載事項の変更、電子証明書の発行手続きについては、代理人に委任できる場合がありますので、詳細については下記のQRコードをご参照ください。



マイナンバーカード券面
記載事項変更(住所・氏名
等が変わった方)

7-3 旧姓(旧氏)併記について

マイナンバーカードへの旧姓(旧氏)の記載を希望される方は、まず旧姓の登録をしてください。旧姓の記載された戸籍謄本を用意し、現在お住まいの市区町村においてご請求いただく必要があります。住民票への旧姓記載の手続き終了後、マイナンバーカードに旧姓を記載できるようになります。

8. 顔認証マイナンバーカードについて

顔認証マイナンバーカードは暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。マイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を、「機器による顔認証」、または「目視による顔確認」に限定しています。

顔認証マイナンバーカードの申請は希望者を対象としており、すでにマイナンバーカードを持っている方もこれからマイナンバーカードを受け取る方も申請することができます。



8-1 顔認証マイナンバーカードでできること、できないこと

●できること

- ① 本人確認書類として利用すること
- ② マイナンバーカードの保険証利用

●できないこと

- ① コンビニ交付
- ② e-Tax（確定申告）等のオンライン申請
- ③ マイナポータルの利用

8-2 顔認証マイナンバーカードの申請方法について

詳細は右記 QR コードをご参照ください。



顔認証
マイナンバー
カードの
申請方法に
ついて

9. マイナンバーカードの健康保険証利用について



マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナポータルやセブン銀行 ATM、医療機関・薬局の窓口端末から登録可）を行えば、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。対象の病院や薬局は順次拡大中です。

現行の健康保険証の発行は、令和 6 年 12 月 2 日に終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

健康保険証利用制度の詳細については、下記の QR コードから厚生労働省のホームページを、健康保険証利用の申込方法については、マイナポータルサイトをご参照ください。



厚生労働省 HP



マイナポータル

9-1 マイナ保険証 7つのメリット

POINT1
1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定検診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

POINT2
2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、自分の特定検診情報・薬剤情報を閲覧できるようになります。

POINT3
3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、確定申告の医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT4
4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT5
5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

POINT6
6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT7
7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

10. 国外転出者のマイナンバーカード利用について

令和6年5月27日より、マイナンバーカードを国外でも利用できるようになりました。日本国籍の方で国外に転出するご予定のある方は、事前に所定の手続きを行うことで、引き続きマイナンバーカードを利用することができます。

また、マイナンバー制度の開始（平成27年10月5日）以降に日本に住民登録をしたことがある日本国籍の方は、マイナンバーカードの申請や受け取りを在外公館や一時帰国先である国内の市区町村で行うことが可能です。

10-1 すでにマイナンバーカードを持っている方の場合

マイナンバーカードの
印字欄に国外転出の予定日
が印字されているよ！



10-2 国外転出者用のマイナンバーカードを申請した場合

マイナンバーカードの
住所欄に国外転出の予定日
が印字されているよ！



国外転出者のマイナンバーカード利用に関する手続きの詳細については、
下記のQRコードをご参照ください。



国外転出者の
マイナンバー
カード
利用について

11. マイナンバーカードで出来ること

マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として、またマイナンバーの提示が必要な場面でマイナンバーを証明する書類として利用できるほか、次の用途でご利用できます。

- マイナポータルの利用
- 電子申請
- 引越しワンストップサービス
- パスポートの更新 など

11-1 マイナポータルとは？

マイナポータルとは、オンラインで子育てなどの行政手続きができたり、区からのお知らせを自動的に受け取ったりすることができるあなた専用のウェブサイトです。マイナポータルはご自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスできます。主な機能は以下のとおりです。

機能	説明
情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	行政サービスの手続きや審査等に伴い、あなたの情報がどの機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
自己情報表示 (わたしの情報)	行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。
お知らせ	行政機関等から配信されるお知らせを確認できます。
手続きの検索・電子申請	自治体が提供している手続きの検索やオンライン申請ができます。
外部サイト連携	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

11-2 電子申請・マイナポータルの利用

電子申請やマイナポータル、e-Tax を利用するためには

e-Tax 等の電子申請及びマイナポータルをご利用される場合、次の準備が必要です。

マイナンバーカード



インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン (一部)



IC 読取端末

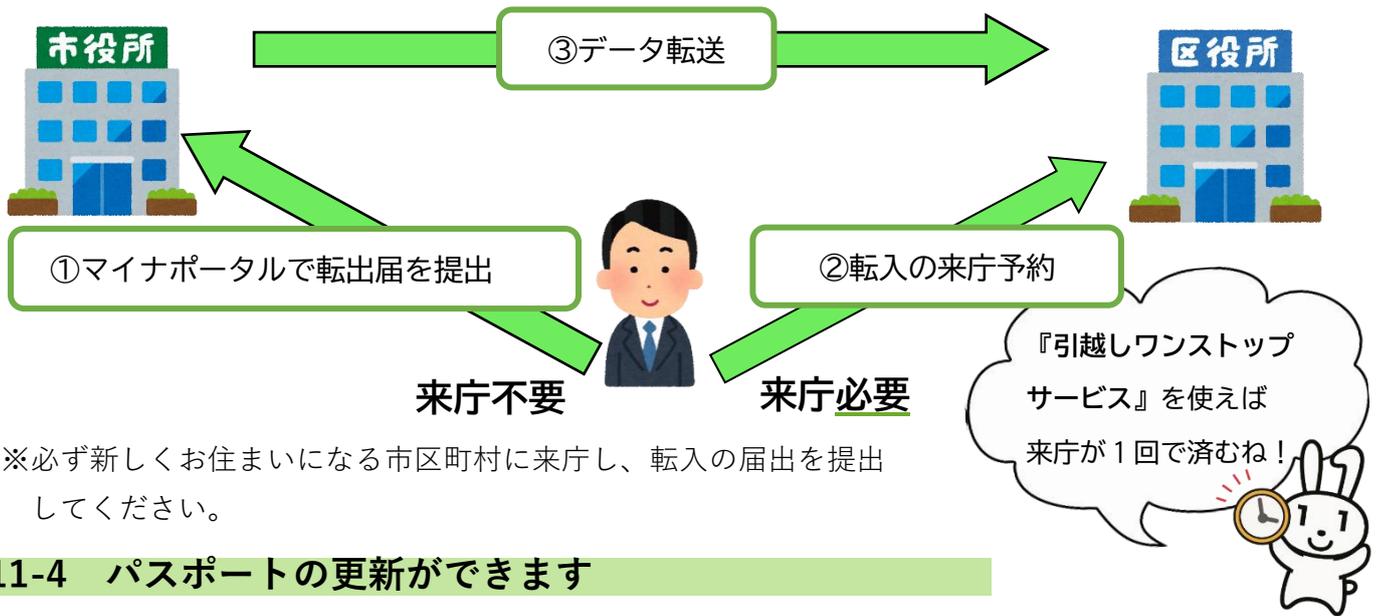


※ e-Tax は署名用電子証明書のほか、利用者証明用電子証明書や券面事項入力補助用の暗証番号を使用します。(税務署発行の利用者識別番号の暗証番号とは異なります。)

※ 詳しくは国税庁またはマイナポータル等ご利用元のホームページをご覧ください。

11-3 引越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用して転出届の提出や転入の来庁予約ができます。



※必ず新しくお住まいになる市区町村に来庁し、転入の届出を提出してください。

11-4 パスポートの更新ができます

令和5年3月から、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからパスポートの更新手続きができるようになりました。対象者と更新に必要なものは以下の通りです。

対象者

- パスポートの有効期間の残りが1年未満となった方
- 本籍地・戸籍上の氏名・性別に変更のない方
- 査証欄の余白が見開き3ページ以下になった方（現在お持ちのパスポートの有効期間満了日を変えずに更新することもできます。）

更新に必要なもの

- マイナポータルアプリ対応スマートフォン（マイナポータルアプリのダウンロード必須）
- マイナンバーカード（署名用電子証明書用暗証番号が必要です）
- 現在有効なパスポート（切替申請（更新）の場合）

さらにマイナポータルを通じてオンライン上でパスポートの更新をすると、旅券手数料をクレジットカードで支払えるよ!



注意事項

- 発給審査等により追加的に関係書類等の提出をお願いすることがあります。
- 15歳未満の方のパスポート更新をオンライン上で行うには、マイナポータルで代理人の設定を行った後、法定代理人のマイナポータル上でパスポートの更新申請を行うことができます。
- パスポートのお受け取りの際は、パスポートセンターへ直接行く必要があります。
- クレジットカードによる手数料の支払いができるのは、電子申請でパスポートを更新された方のみです。

12. お得で便利！コンビニ交付

15 歳以上の方は、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書を利用して、全国のコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で、住民票の写し等の証明書を取得することができます。

12-1 証明書の種類

住民票の写し

- 日本国籍の場合は続柄、本籍・筆頭者及びマイナンバー、外国籍の場合は続柄、国籍、在留情報及びマイナンバー等の記載有無を選択することができます。
- 本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。
※マイナンバーの記載が必要か、事前に提出先に確認してください。
※住民票コード記載の住民票の写し、改製原（履歴が記載された）住民票の写し、記載事項証明書、除票（亡くなられた方や転出された方の住民票）の写しは取得できません。

印鑑登録証明書

- 事前に文京区で印鑑登録を行う必要があります。
- コンビニで印鑑登録証明書を発行する際、印鑑登録証（緑色のカード）は使用しません。

住民税納・課税証明書

- 各年度の賦課期日（1月1日現在）に文京区に住民登録がある方で、申告済みの方に限ります。
- 課税証明書は現年度及び過去5年度分、納税証明書は現年度及び過去3年度分まで取得が可能です。

戸籍の証明書（文京区に本籍がある方）

- 戸籍全部（個人）事項証明書、附票の写しの取得が可能です。
※改製原戸籍、申請者本人が文京区の戸籍から除籍になっている戸籍、身分証明書、独身証明書受理証明書は取得できません。
※ 文京区以外に本籍がある方は、P.16「利用できる市区町村」のQRコードをご参照のうえ、コンビニ交付の実施有無をご確認ください。

12-2 手数料

種類	手数料
住民票の写し	1通 200円
印鑑登録証明書	1通 200円
住民税納・課税証明書	1通 200円
戸籍全部（個人）事項証明書	1通 350円
戸籍の附票の写し	1通 200円



令和2年5月1日から当分の間、窓口で発行する場合より100円減額となっています。

12-3 利用について

利用できる時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで。土日祝日も利用できます（年末年始・システムメンテナンス日を除く）。

戸籍証明書は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日・年末年始・システムメンテナンス日を除く）。

利用できるコンビニ

全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップで、マルチコピー機を設置している店舗

その他詳細は、右記のQRコードから区ホームページをご確認のうえご利用ください。



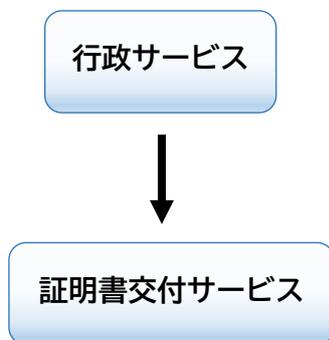
コンビニ交付
について

12-4 操作方法

<マイナンバーカードを使ってコンビニ交付を行う場合>

コンビニにあるマルチコピー機のタッチパネルで操作します。（コンビニによって異なる場合があります）

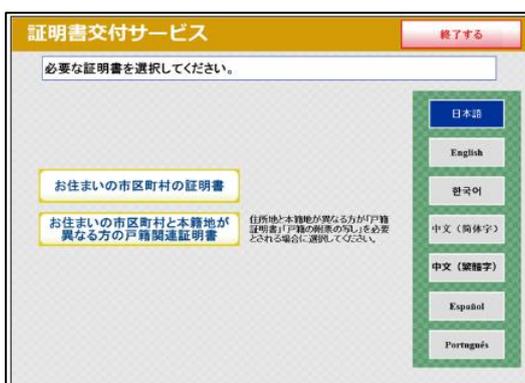
- ① マルチコピー機のメインメニューから証明書交付サービスを選択



- ② マイナンバーカードをセット



- ③ 証明交付市区町村の選択



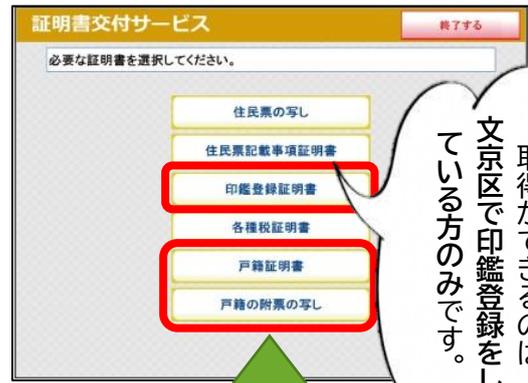
- ④ 暗証番号の入力（利用者証明用の数字 4 ケタ）



⑤ カード取り外し



⑥ 証明書の種別選択

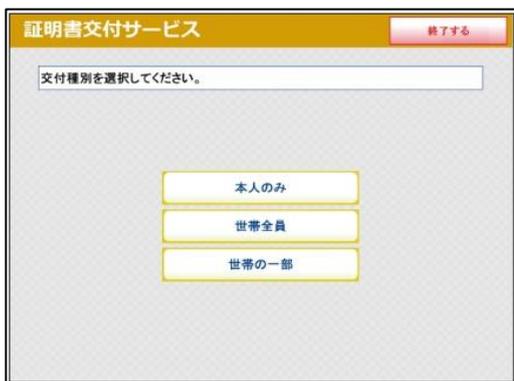


印鑑登録証明書の取得ができるのは文京区で印鑑登録をしている方のみです。

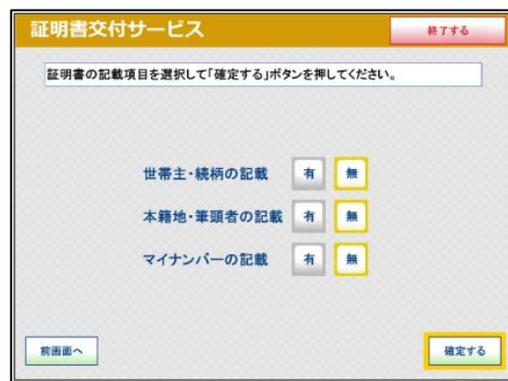
令和6年10月より文京区に本籍のある方は戸籍証明書を取得できるようになりました。本籍地と住民登録地が異なる場合には、事前に利用登録申請をする必要があります。利用登録申請の方法については、下記の「本籍地の戸籍証明書の取得方法」のQRコードをご参照ください。また、他市区町村におけるコンビニ交付サービスの実施の有無については、下記の「利用できる市区町村」のQRコードをご参照ください。



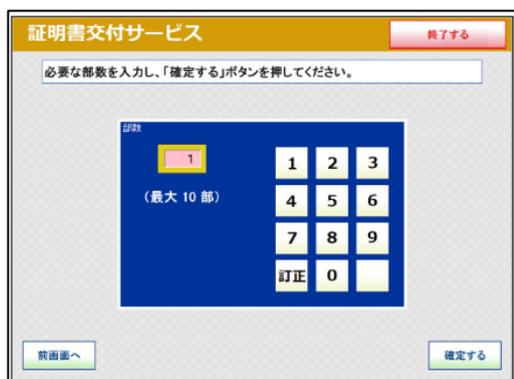
⑦ 交付種別選択 (住民票の写しの場合)



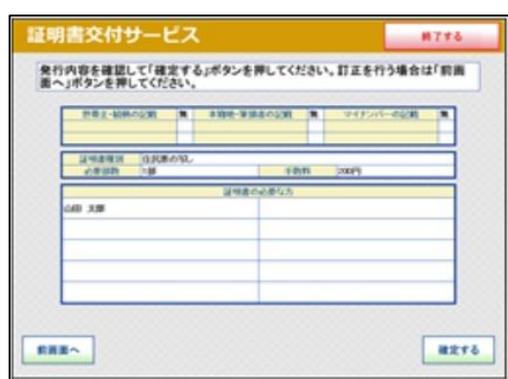
⑧ 記載事項選択 (住民票の写しの場合)



⑨ 部数選択



⑩ 発行内容確認



⑪ 料金支払い



手数料を入れてください。

⑫ 証明書印刷



印刷中です。

⑬ 領収書発行



領収書をお取りください。

<スマホ用電子証明書を使ってコンビニ交付を行う場合>

スマホ用電子証明書を利用したコンビニ交付は、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付と比べて一部の操作方法が異なります。

P.15 の②の際に、マイナンバーカードの代わりにスマホ用電子証明書搭載済みのスマートフォンを置きます。取り外しまでの操作は、マイナンバーカードと同様なのでそちらをご参照ください (①~⑤)。取り外し以降の操作は以下の通りです。

⑥ お住まいの地域を選択

証明書交付サービス 終了する

お住まいの地域を選択してください。

サービスを提供している市区町村のみ選択できます。
マイナンバーカードでのみサービスを提供している市区町村は選択できません。

北海道・東北	関東
中部	近畿
中国・四国	九州・沖縄

前画面へ

⑦ お住まいの市区町村を選択

証明書交付サービス 終了する

お住まいの都道府県を選択してください。

サービスを提供している市区町村のみ選択できます。
マイナンバーカードでのみサービスを提供している市区町村は選択できません。

茨城県	栃木県
群馬県	埼玉県
千葉県	東京都
神奈川県	

前画面へ

⑧ お住まいの市区町村の頭文字の行を選択

証明書交付サービス 終了する

お住まいの市区町村を選択してください。

サービスを提供している市区町村のみ選択できます。
マイナンバーカードでのみサービスを提供している市区町村は選択できません。

あ行	か行
き行	た行
な行	は行
ま行	や行
ら行	わ行

前画面へ

⑨ お住まいの市区町村を選択

証明書交付サービス 終了する

お住まいの市区町村を選択してください。

サービスを提供している市区町村のみ選択できます。
マイナンバーカードでのみサービスを提供している市区町村は選択できません。

証明書

前画面へ

この後の操作の流れについては、マイナンバーカードを利用した場合と同様になります。

P.16 の<マイナンバーカードを使ってコンビニ交付を行う場合>の「⑥ 証明書の種別選択」以降の項目をご参照ください。

12-5 注意事項

ロックがかかってしまった場合は（詳細は P.6 参照）

- ・ 数字 4 桁の暗証番号初期化は戸籍住民課窓口、またはコンビニで行うことができます。

コンビニ店舗では、以下の証明書等を受け取ることができません。

- ① 氏名、住所にシステム上使用できない文字が使われている証明書等
- ② すでに区外へ転出した方または転出を予定している方の証明書等
- ③ 同一世帯に転出予定者がいる場合の住民票の写し
- ④ 申し出等により発行制限のかかっている方の証明書等
- ⑤ 申告後発行可能な日数をまだ経過していない方の税証明書
- ⑥ 氏名（世帯主含む）や住所（方書含む）の文字数が 50 文字を超える、または転入前住所の文字数が 65 文字を超える住民票の写し
- ⑦ 戸籍の届出をした場合、届出の情報が戸籍に反映されるまで、利用登録申請を含めてコンビニ交付が利用できません。

- ◆ このほかにもコンビニ店舗で受け取れない条件があります。住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書は文京シビックセンター2 階戸籍住民課、税証明書は 10 階税務課にお問い合わせください。

その他

- ▶ 本籍が文京区にあり他自治体に住民登録のある方が、戸籍証明書を取得する際は、マルチコピー機等での「利用登録申請」が必要です。
- ▶ 区の窓口で印鑑登録証明書の請求をする場合は、これまでどおり印鑑登録証（緑色のカード）の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。
- ▶ 新たにマイナンバーカード交付後、または区外から転入し（継続利用後）コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得する場合、マイナンバーカードの交付が平日であれば、翌日の午前 6 時 30 分から利用できます。
マイナンバーカードの交付が土日祝日である場合は、翌営業日の次の日から利用することができます。
- ▶ 間違っても証明書を取得しても交換や返金はできません。また、無料の証明書（公的年金受給手続き用等）は窓口のみとなります。
- ▶ コンビニ等店舗で印刷された証明書の印刷状態が悪くなかった場合、証明書を持ち帰らずに直ちにコンビニ等店舗の店員に申告すれば、証明書に無効印を押印の上、返金してもらえます。

13. マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ



13-1 マイナンバーカードの有効期限

在留期限に定めのある外国人の方は在留期限がマイナンバーカードの有効期限になります。
マイナンバーカードの有効期限は在留期限を延長しても自動的に更新されません。

13-2 在留期限や氏名、住所が変わったら？

在留期限の延長を行った場合、市区町村の窓口でマイナンバーカードの券面事項の変更が必要です。住所や在留カードの氏名などを変更した場合も、14日以内に市区町村の窓口でマイナンバーに係る手続きを行ってください。マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに市区町村の窓口で延長の手続きを行わないとカードは失効してしまいます。

外国語による
ご案内はこちら
Guidance in
Foreign Languages



総務省 HP

※ 在留期間内に更新許可申請を行った方は、在留期間更新の許可が下りるまで、特例で最長2か月間マイナンバーカードの有効期限を延長することができます。

13-3 外国人で在留期限の定めがある場合はどうなるの？

カードの有効期限は在留期限までとなります。在留期限に変更があった場合でも、自動更新されません。**有効期限が切れるより前に**、マイナンバーカードと新しい在留カードを持参して、文京シビックセンター2階戸籍住民課にお越しください。在留期限の延長をせずに、マイナンバーカードの有効期限が切れてしまうと、有料での再交付になります。

※ 在留期限が延長してもカード発行日から10回目（未成年は5回目）の誕生日は超えられません。

※ 外国人の電子証明書の有効期限については、原則在留期限と同じ日になりますが、最長でも電子証明書の発行日から5回目の誕生日までとなります。

13-4 ご不明な点はこちらへ

◆ マイナンバー制度、マイナポータル、公金受取口座制度について

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語対応)

☎ **0120 - 0178 - 26**

対応時間など
詳細はこちらへ



デジタル庁 HP

◆ マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カードまたは、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時停止

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア後、タガログ語、ネパール語対応)

☎ **0120 - 0178 - 27**

14. よくある質問

14-1 マイナンバーについて



マイナンバーは自由に番号を選ぶことができますか？

マイナンバーは生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に選ぶことはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると市区町村長が認めた場合に限り、本人の申請または市区町村長の職権により変更することができます。



マイナンバーと住民票コードはどう違いますか？

住民票コードを基にマイナンバーを作成します。住民票コードとマイナンバーは住民票に記録されます。マイナンバーは住民票コードを基に作成されますが、一方の番号からもう一方の番号を特定できないようにするなど安全対策をとっています。行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。



14-2 マイナンバーの安全性について



自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくださいませんか？

区が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。すぐにマイナンバーを知りたい時は、マイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。



マイナンバーを使うときに何に気を付けたら良いですか？

法律の定める手続き以外では、他人に教えたり、マイナンバーをコピー・メモなどさせたりしないでください。クレジットカードの番号や銀行の口座番号と同じように大切にしてください。具体的には何かしらの暗証番号にマイナンバーを使ったり、インターネット等でマイナンバーを公表したりしないでください。



マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れませんか？

今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。(P.3 参照)やりとりをする時にはマイナンバーを使わないので、個人情報がまとめて漏れるようなことはなく、特定の機関に共通のデータベースを作り、そこに個人情報を集中管理するといったことはありません。



14-3 マイナンバーカードについて



マイナンバーカードの安全性について知りたいです。

マイナンバーカードには世界最先端の安全技術が使われています！



顔写真付きのため他の人には使えません。
特殊加工で簡単には写真の張り替えはできません。

複雑なパターンの特殊加工や特殊印刷により偽造はできません。

- ・ICチップには、氏名などカードに記載されている情報しか記録されません。
- ・暗証番号で情報を保護しています。暗証番号を一定の回数以上間違えるとカードがロックされます。
- ・ICチップの情報を無理やり読み出したり解析しようとした場合、自動的に内容を消去します。



マイナンバーカードを紛失したり、盗難に遭った場合はどうすればいいですか？

まずはマイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(詳細は P.22)に連絡して、マイナンバーカードの機能を一時停止してください。その後、警察に遺失物届・盗難届を提出してください。一時停止をかけた後にカードが見つかったら、見つかったマイナンバーカードを持って文京シビックセンター2 階戸籍住民課の窓口で一時停止解除の手続きをしてください。



マイナンバーカードの再交付を受けたい場合は？

マイナンバーカードの再交付を希望する方には申請書をお渡しますので、本人確認書類を持って文京シビックセンター2 階戸籍住民課にご来庁いただくか、文京区ホームページ「マイナンバーカードの申請方法・申請書の入手方法」のページからインターネットでご請求ください。
※紛失などの本人の責による場合は、再交付に手数料 1,000 円(電子証明書を希望しない場合は 800 円)がかかります。



15. 困ったなと思ったら・問い合わせ先

15-1 文京区マイナンバーカードコールセンター

マイナンバーカードや通知カード、個人番号通知書の手続きについて

- ▶ 電話番号 **03-5803-1666**
- ▶ 受付時間 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ※土日祝・年末年始を除く

15-2 文京区役所 (平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

戸籍住民課住民記録係：各種異動届出、印鑑登録について

- ▶ 電話番号 **03-5803-1177**

戸籍住民課証明係：住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の発行について

- ▶ 電話番号 **03-5803-1176**

税務課税務係：住民税納・課税証明書の発行について

- ▶ 電話番号 **03-5803-1152**



文京区 HP

15-3 マイナンバー総合フリーダイヤル (国)

マイナンバーに関するお問い合わせ全般

- ▶ 電話番号 **0120-95-0178** (フリーダイヤル)
- ▶ 受付時間 平日…午前 9 時 30 分から午後 8 時まで / 土日祝…午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
※ 紛失等による一時停止のみ 24 時間 365 日対応。
※ 外国語での対応をご希望の方は、P.19 を参照してください。(言語により対応時間が異なります)

▼ 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- ① →マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
- ② →マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- ③ →マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
- ④ →マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
- ⑤ →マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
- ⑥ →公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ

15-4 国外転出者向け専用ダイヤル

国外転出者用のマイナンバーカードを紛失した場合、コールセンターに電話することで一時停止をすることができます。※国際通話料金がかかります。

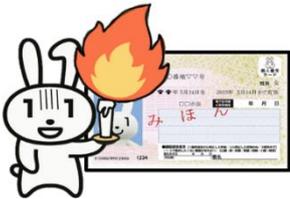
- ▶ 電話番号 **03-6734-0170** (24 時間 365 日受付)

16. マイナンバーカードの取扱注意事項

マイナンバーカードは、ICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの取り扱い方法によっては故障する可能性があります。

カードの保管や使用にあたっては、次の点に十分注意していただくようお願いいたします。

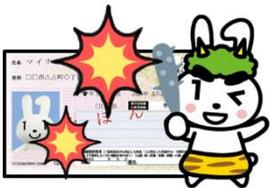
高温に注意してください



カードが熱で変形したり、カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。

- 洗濯機や乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけたりしないでください。

物理的な力に注意してください



カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。

- カードを落としたり、読み取り装置に押し付けて曲げたり、カードの上に物を落としたりして衝撃を加えたりしないでください。
- カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけない。
- 鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にしてカードのICチップ部分に衝撃を与えない。
- 突起物や金属などの硬いもので傷つけない。
- ICチップ部分を指で触れたり汚したり、指で押しったり曲げたりしない。

薬品や液体に注意してください



カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれる場合があります。

- 薬品や液体でぬらさない。
化粧品の一部（除光液、マニキュアなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液 など
- 水にぬれた状態で使用しない。

強い磁気に注意してください



カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。

- 強い磁気を発するものに近づけないこと テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレス など

その他



乳幼児の手の届かないところに保管してください。

- 塩化ビニール樹脂製のケースなどで可塑剤を含んだものと長期間一緒に保管すると、顔写真が薄くなる場合があります。
- ※ 可塑剤は、塩化ビニール樹脂などを柔らかくするための添加剤

17.ご自身の保管用としてお使いください

マイナンバーカードの有効期限（発行から10回目(未成年は5回目)の誕生日）

20 年 月 日

※マイナンバーカード券面に記載されている有効期限です。

※在留期限に定めのある外国人は在留期限までです。

電子証明書の有効期限（発行から5回目の誕生日）

20 年 月 日

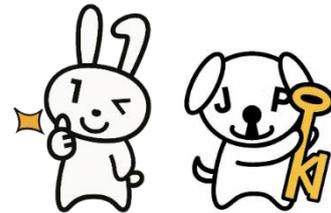
マイナンバーカードの暗証番号

① 署名用電子証明書用（e-Tax 等電子申請時に使用）

（英数字混在 6桁～16桁※英字は大文字のみ）

| 英・数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | | |

マイナンバーカードを受け取った
ときに設定したものだよ



② 利用者証明用電子証明書用（コンビニ交付サービス等で使用）

（数字4桁）

③ 住民基本台帳用（住所、氏名などの変更手続き時に使用）

（数字4桁）

④ 券面事項入力補助用（e-Tax 等本人情報出力の際に使用）

（数字4桁）

